

障がい者医療費助成制度の所得制限について

受給者本人、配偶者、扶養義務者の所得額が、下記の所得制限限度額の範囲内である場合に、助成の対象となります。

【所得制限が適用される方の範囲】

受給者本人、配偶者、扶養義務者（同一生計）

（*）扶養義務者とは…直系血族（親・子・孫等）および兄弟姉妹

【所得の算出方法】

判定の対象となる所得額 = 前年中の所得額 - 各所得控除の金額（裏面参照）

【所得制限の判定】

判定の対象となる所得額が下記表の限度額を超えた場合、8月から翌年7月までの診療分が助成の対象外となります。限度額は、扶養親族等の数や老人扶養親族等の数により異なります。

1. 受給者本人の所得制限限度額

(円)

区 分		扶 養 親 族 等 の 数					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人
老人扶養親族等の数	0人	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000	5,504,000
	1人		4,084,000	4,464,000	4,844,000	5,224,000	5,604,000
	2人			4,564,000	4,944,000	5,324,000	5,704,000
	3人				5,044,000	5,424,000	5,804,000
	4人					5,524,000	5,904,000
	5人						6,004,000

2. 配偶者または扶養義務者の所得制限限度額

(円)

区 分		扶 養 親 族 等 の 数					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人
老人扶養親族の数	0人	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000	7,388,000
	1人		6,536,000	6,809,000	7,022,000	7,235,000	7,448,000
	2人			6,809,000	7,082,000	7,295,000	7,508,000
	3人				7,082,000	7,355,000	7,568,000
	4人					7,355,000	7,628,000
	5人						7,628,000

控 除 の 種 類 及 び 額

区 分		控 除 金 額		受給者本人の 所得から控除 されるもの	配 偶 者 の 所得から控除 されるもの	扶養義務者の 所得から控除 されるもの
雑 損 控 除 医 療 費 控 除 小規模企業共済等掛金控除		相当額		○	○	○
社 会 保 険 料 控 除		相当額		○	×	×
配 偶 者 特 別 控 除		最高額 330,000円		○	○	○
配 偶 者 及 び 扶 養 親 族	障 害 者 控 除	一般	1人につき 270,000円	○	○	○
		特別	1人につき 400,000円			
本 人 が 該 当 す る と き	障 害 者 控 除	一般	1人につき 270,000円	×	○	○
		特別	1人につき 400,000円			
	寡 婦 (夫) 控 除	270,000円		○	×	○
	特 定 寡 婦 控 除	350,000円		○	×	○
	勤 労 学 生 控 除	270,000円		○	○	○
そ の 他 の 控 除		80,000円		×	○	○